

“人材紹介さんろくまる” 求人広告掲載規定

<はじめに>

当社は求人広告掲載規定に則り、掲載にあたり審査を行います。審査によって、掲載内容の変更依頼・削除の依頼、掲載をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。当社は、本規定を随時変更できるものとし、常にその最新の規定が適用されるものとします。

なお、下記内容について各監督官庁の公開するウェブサイトへのリンクを行っている場合があります。その場合はリンク先の内容をご一読くださいますようお願い申し上げます。

<確認内容>

会社概要・求人広告の各掲載項目（募集職種・各種条件など）には、それぞれ掲載にあたり留意頂く内容を記載しています。原則としてその内容に準拠頂かない場合、掲載は致しかねることを予めご了承ください。その上で、以下の内容について弊社で審査・確認を行います。

第1項

各法律等に準拠する内容について労働基準法・職業安定法・最低賃金法・男女雇用機会均等法・民法・著作権法その他の法律への準拠

第2項

有料/無料職業紹介業を営むにおいて、それぞれ当該法律に定められる法律の遵守ならびに対象職種への準拠

第3項

広告表現における法的内容・男女雇用機会均等法に関する内容・改正高年齢者雇用安定法
年齢制限を行う場合、例外的に年齢制限が認められる10項目の中から選択をお願いしています。尚、この内容は厚生労働省管轄の以下のウェブサイト

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/dl/leaflet4.pdf>) からの抜粋です。

- ・紹介予定派遣に関する内容（紹介予定派遣については一般労働者派遣業・有料/無料職業紹介業の免許を取得している場合に限りです）
- ・その他各法令に反すると判断される内容

第4項

広告表現における内容

- ・差別的表現（性別・国籍など）
- ・給与、休日、労働時間など応募者に不利益を被ると判断される項目における曖昧な表現、誤解を受けやすい表現
- ・男性歓迎、女性歓迎の表現ならびに明らかに男性女性が判断される内容
- ・将来が不確定であり、かつ応募者に不利益を被ると判断される曖昧な表現（株式公開予定時期・社屋/事務所移転時期等）
- ・一般的に判断しづらい職種名ならびに仕事内容と職種名が明らかに異なると判断される内容
- ・その他当社が不相当と判断される内容

< 掲載不可の内容 >

以下の項目に一つでも当てはまる場合は、掲載ができません。掲載内容の修正時においても同様とします。また、企業フリースペース（企業ブログ（blog）等）においても同様とします。この場合の内容にはリンク先（URL、E-mail等）も含まれます。

第1項

各法令・条例・規則に違反する内容

第2項

公序良俗に反すると認められる内容ならびに犯罪的行為と判断される内容

第3項

登録・採用時に応募者が正当な理由なく費用負担が確認される内容

第4項

風俗関連（アダルト関連・出会い系等）・マルチ商法・ネズミ講と判断される内容

第5項

有料/無料職業紹介業の許認可を受けていない企業、紹介予定派遣の募集の場合は併せて一般労働者派遣業・特定労働者派遣業の許認可免許番号が確認できない企業

第6項

明らかに猥褻と思われる画像・文章に関連する内容

第7項

個人または他社、ならびに特定できる企業・団体についての誹謗中傷、不利益を与えると判断される内容ならびにプライバシー権・肖像権・財産権等を侵害する内容

第8項

著作権・肖像権・商標権等を侵害し、また不正競争防止法に違反と思われる画像・文章などの内容

第9項

国内/世界における業界最大・最速・最小・最長・最短・唯一等、他社と比較し客観的に当社が判断ができかねる表現

第10項

明らかに事実誤認、虚偽にあたる表現、誇大な表現、詐欺的要素が強いと判断できる内容

第11項

“人材紹介さんろくまる”のサービス運営を妨げる、または信頼・名誉を毀損すると当社が判断する内容

第12項

人材登録・採用以外の目的で掲載していると当社が判断した場合

第13項

登録者・応募者に不利益を与える恐れがあると判断される内容

第14項

当社からの変更・修正の依頼を受理しない場合

第15項

その他当社独自の判断基準により掲載すべきでないと判断した内容

<その他>

いずれの場合も、当社独自の判断基準をもって最終的に掲載内容の可・不可を判断いたします。その場合、掲載企業は掲載削除・修正には速やかに応じるようお願い申し上げます。また、掲載をお断りする場合、弊社からその理由についての説明責任は負わないものとします。

附則：平成19年9月1日作成

作成者：株式会社SEプラス

